

令和8年9月25日

お客さま 各位

「当座勘定規定」等の一部改定について

平素は、日頃よりお引立ていただきまして、誠にありがとうございます。

さて、両備信用組合では、一般社団法人全国銀行協会の主導により、「手形・小切手の全面的な電子化に向けた顧客への対応」に向けた対応として、令和8年9月30日（水）をもちまして、「手形・小切手の最終振出期限の設定」ならびに「他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了」することになりました。

つきましては、各種規定を下記のとおり一部改定いたしますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承ください。

記

1. 改定する規定

当座勘定規定、普通預金規定（無利息型普通預金規定を含む）、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金、代金取立規定

2. 改正内容

別添の新旧対照表をご参照ください。（変更する条項のみ記載しております。）

※なお、改定した当座勘定規定等は当組合のホームページに掲載しています。

3. 改定日

令和8年10月1日（木）

以上

当座勘定規定 新旧対照表

新	旧
1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 2. (証券類の受入れ) ～ 6. (手形、小切手の金額の取扱い) 変更なし 7. (手形、小切手等の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年10月1日以降に振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (1)～(4) 変更なし 8. (手形、小切手用紙等) (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振出された手形であることを確認してください。</u> (3)～(7) 変更なし 9. (支払の範囲) ～ 17. (印鑑照合等) 変更なし 18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年10月1日以降に振出されたもの、または振出日の記</u>	1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>(追加)</u> 2. (証券類の受入れ) ～ 6. (手形、小切手の金額の取扱い) 変更なし 7. (手形、小切手等の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>(追加)</u> (1)～(4) 変更なし 8. (手形、小切手用紙等) (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>(追加)</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。<u>(追加)</u> (3)～(7) 変更なし 9. (支払の範囲) ～ 17. (印鑑照合等) 変更なし 18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>(追加)</u>

<u>載がないものが提示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 変更なし 19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年10月1日以降に振出されたもの、または振出日の記載がないものが提示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 変更なし 20. (自己取引手形等の取扱い) ~ 30. (規定の変更) 変更なし 以上 <u>(令和8年10月1日現在)</u>	(2) 変更なし 19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>(追加)</u> (2) 変更なし 20. (自己取引手形等の取扱い) ~ 30. (規定の変更) 変更なし 以上 <u>(令和8年4月1日現在)</u>
--	---

普通預金規定（無利息型普通預金規定を含む） 新旧対照表

新	旧
1. (取扱店の範囲) 変更なし 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当組合である手形、小切手であっても令和8年10月1日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (2) ～ (5) 変更なし 3. (振込金の受入れ) ～ 2 2. (規定の変更) 変更なし 以上 <u>(令和8年10月1日現在)</u>	1. (取扱店の範囲) 変更なし 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>(追加)</u> (2) ～ (5) 変更なし 3. (振込金の受入れ) ～ 2 2. (規定の変更) 変更なし 以上 <u>(令和8年4月1日現在)</u>

貯蓄預金規定 新旧対照表

新	旧
1. (取扱店の範囲) 変更なし 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当組合である手形、小切手であっても令和8年10月1日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (2) ~ (5) 変更なし 3. (振込金の受入れ) ~ 22. (規定の変更) 変更なし 以上 <u>(令和8年10月1日現在)</u>	1. (取扱店の範囲) 変更なし 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>(追加)</u> (2) ~ (5) 変更なし 3. (振込金の受入れ) ~ 22. (規定の変更) 変更なし 以上 <u>(令和8年4月1日現在)</u>

納税準備預金規定 新旧対照表

新	旧
1. (預金の目的、預入れ) 変更なし 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当組合である手形、小切手であっても令和8年10月1日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (2) ~ (5) 変更なし 3. (振込金の受入れ) ~ 18. (規定の変更) 変更なし 以上 <u>(令和8年10月1日現在)</u>	1. (預金の目的、預入れ) 変更なし 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>(追加)</u> (2) ~ (5) 変更なし 3. (振込金の受入れ) ~ 18. (規定の変更) 変更なし 以上 <u>(令和8年4月1日現在)</u>

通知預金規定 新旧対照表

新	旧
1. (預金の支払時期等) 変更なし 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当組合である手形、小切手であっても令和8年10月1日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (2) 変更なし 3. (利息) ~ 13. (規定の変更) 変更なし 以上 <u>(令和8年10月1日現在)</u>	1. (預金の支払時期等) 変更なし 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、証券類が決済された日を預入日とします。 <u>(追加)</u> (2) 変更なし 3. (利息) ~ 13. (規定の変更) 変更なし 以上 <u>(令和8年4月1日現在)</u>

代金取立規定 新旧対照表

新	旧
1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当組合である手形、小切手であっても令和8年10月1日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> 2. (要件の補充等) ~ 11. (規定の変更) 変更なし 以上 <u>(令和8年10月1日現在)</u>	1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。<u>(追加)</u> 2. (要件の補充等) ~ 11. (規定の変更) 変更なし 以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u>